

日本神経内分泌学会 会費規則

(会費)

第1条

本会の定款第9条に定める年会費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 理事、監事 | 10,000円 |
| (2) 評議員 | 7,000円 |
| (3) 一般会員 | 5,000円 |
| (4) 学生会員 (初期研修医の卒後2年を含む) | 2,000円 |
| (5) 賛助会員 一口 | 50,000円 |

(納入規定)

第2条

会費は当該会計年度の間には年額の全額を納入しなければならない。

以上

(平成17年3月01日作成)

(平成27年9月18日改訂)